## 環境学習会に関する講師派遣事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市環境基本条例(平成8年茅ヶ崎市条例第25号)第15条 の規定に基づく市民等の活動への支援の一環として、環境に関する知識の習得、意識の 向上等を図ることを目的とした学習会へ講師を派遣することについて必要な事項を定め るものとする。

### (講師の職務)

第2条 講師は、市長が派遣を決定した学習会において、実地に講義、講演等又は必要な 指導、助言等を行う。

## (委嘱)

- 第3条 講師は、次に掲げる者のうちから市長が選定する。
  - (1) 環境分野の学識経験者
  - (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条第1項に 規定する地球温暖化防止推進員
  - (3) 環境カウンセラー登録制度実施規程(平成8年環境庁告示第54号)第2条に規定する環境カウンセラー

#### (対象者)

- 第4条 講師の派遣の対象となる者は、団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれに も該当するものとする。
  - (1) 主として市内において、茅ヶ崎市市民活動推進条例(平成16年茅ヶ崎市条例第35 号)第2条第1号に規定する市民活動を行っていること。
  - (2) 3人以上の者から構成され、その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在籍していること。
  - (3) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるものが整備されていること。
  - (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する

暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと。

### (対象事業)

- 第5条 講師の派遣の対象となる学習会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する ものとする。
  - (1) 環境に関する知識の習得、意識の向上等を図ることを目的としたものであること。
  - (2) 主催する団体の構成員以外の市民が参加できるものであること。
  - (3) 営利を目的としたものでないこと。

#### (派遣の条件)

第6条 講師の派遣は、1団体につき年1回までとする。ただし、市長が特に必要があると 認めるときは、この限りではない。

#### (派遣の申込み)

第7条 講師の派遣を受けようとする者は、学習会の実施日の 1 月前までに、講師派遣申 請書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。

#### (派遣の決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、講師を派遣すべきものと認めたときは、講師を選定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により選定した講師に当該学習会での講義等の実施を依頼し、その承諾が得られたときは、講師の派遣を決定し、当該講師の派遣の申込みをした者に対して講師派遣決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 講師との学習会の実施に係る調整は、前項の規定による通知がなされた後においては、 前項の規定による講師の派遣の決定を受けた者が行うものとする。

# (計画内容の変更)

第9条 第8条第2項の規定による講師の派遣の決定を受けた者は、当該学習会の内容を

変更しようとするとき及び学習会の計画を取り消そうとするときは、速やかにその旨を 市長に申し出なければならない。

## (経費の負担)

- 第10条 講師の謝礼は、市が予算の範囲内において負担する。ただし、1回の派遣につき20,000円を上限とする。
- 2 前項に規定する講師の謝礼を除き、学習会に要する経費は、団体が負担するものとする。

## (報告)

第11条 団体は、学習会の終了後2週間以内に環境学習会実施報告書(第3号様式)を 市長に提出するものとする。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

# 附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

茅ヶ崎市長 宛

所在地		
団体名		
代表者の氏名		

## 講師派遣申請書

次の内容で、学習会を実施しますので、講師の派遣をお願いします。

連絡先	氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ	
	E-mail	
学習会名称		
学習会のテーマ		
対象者		
参加予定人数		
開催日時		
会場		

# 備考

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 団体の定款又は規約、その他これらに準ずるもの
  - (2) 構成員名簿
  - (3) 学習会の内容がわかる企画書、チラシ等
- 2 市が負担する講師の謝礼を除き、その他の経費については申請者で負担してください。

 茅
 環政第
 号

 年
 月
 日

様

茅ヶ崎市長

## 講師派遣決定通知書

年 月 日付で依頼のあった講師の派遣について、以下のとおり決定しま したので通知します。

学習会名称						
講師名						
対象者						
派遣日時	年	月	日 (	曜日)	時から	時まで
備考						

備考 学習会の内容等、講師との調整については団体でお願いします。

茅ヶ崎市長 宛

代表者の氏名	

# 環境学習会実施報告書

講師派遣を受けた学習会について、次のとおり報告します。

学習会名称						
開催日時	年	月	日 (	曜日)	時から	時まで
会場						
講師氏名						
参加人数						
学習会の成果						

## 備考

- 1 報告書は学習会の終了後2週間以内に提出してください。
- 2 学習会で配布した資料や実施状況の写真等があれば添付してください。